

# 花水 東村

# 友報 ひがし

KOHO HIGASHI. PUBLIC INFORMATION.



## 村人口のうごき

総人口 1,728 人 (±0)  
男 947 人 (+3)  
女 781 人 (-3)  
世帯数 940 戸 (+6)  
令和6年3月1日現在  
( )内は前年度対比



Vol. 131

2024.03.31

発行：東 村 役 場  
東村字平良 804番地  
TEL0980-43-2201  
編集：総務財政課広報係



東村は村制100周年を迎えました

Homepage



Instagram



LINE





# 第42回 東村つつじ祭り

第42回東村つつじ祭りが、令和6年3月1日(金)～3月20日(水)にて開催されました。

初日の山開きセレモニーでは、保育所のエイサー演舞に始まり、つつじ祭り開催当初に着用されていた浴衣に身を包んだ老人会や、村の民謡愛好会を中心に会場全体でつつじ音頭を踊りました。また、西原高校マーチングバンド部による演奏、つつじのど自慢大会など大盛り上がるイベントが満載の20日間となりました。

また、3月10日(日)には「第42回つつじマラソン大会」が行われ、総勢570名のエントリーがありました。豊かな自然溢れる東村の風景を楽しみながら、沿道からの声援やボランティアによる給水を受け、多くのランナーが完走を成し遂げました。

村民皆様の、つつじ祭りへのご協力ありがとうございました。





## 令和6年度 東村二十歳の集い

新成人の門出を祝う「東村二十歳の集い」が、令和6年1月4日(木)に東村役場大会議室にて開催され、今年は男性7名、女性4名、計11名の新成人がスーツや艶やかな振袖に身を包んで出席しました。

當山全伸村長は、「目標に向けてこの地で学んだ英知を生かし、自分自身の夢実現、そして社会での活躍や貢献を大いに期待しています。」と式辞を述べました。

新成人を代表して、有銘区の山城亜倫さんが「皆様の深い愛情と自分たちのやりたいことに妥協せず、いつまでも挑戦の気持ちを持ち高め合い東村で成長したという誇りを胸に一生懸命精進して参ります。」と、東村の益々の発展に寄与していくことを述べました。

宮城区 ・中村 仁菜 ・宮城 新世 ・大宜見 季良  
川田区 ・宮平 一輝 ・新城 世成 ・吉本 海斗  
平良区 ・池原 そら ・飯塚 すずか ・池原 龍真  
有銘区 ・山城 亜倫 ・仲泊 成人



## 大谷選手グローブ贈呈

米大リーグメジャーリーガーの大谷翔平選手より、全国の小学校にグローブの寄贈があり、村内の各小学校にも3個ずつ(右利き用グローブ2個、左利き用1個)届きました。3学期の学校スタートにあわせて各校にて贈呈式を行い、「野球しようぜ!」という大谷選手からのメッセージを伝えると児童からは驚きの声や歓声があがっていました。



## 「東村 & 福島県北塩原村児童交流の翼」4年ぶりに実施!!

福島県北塩原村の児童との交流やその地域の自然・歴史・文化にふれることで友情を深めるとともに見聞を広め郷土を愛する心を育てる事を目的に令和6年2月15日(木)～18日(日)の日程で村内の小学6年生12名が北塩原村を訪問しました。北塩原村の裏磐梯小学校・さくら小学校の両校6年生との雪遊び体験や交流給食、磐梯山でのスキー体験、噴火記念館見学、裏磐梯「雪まつり」へ参加し福島県の自然・文化・歴史について多くを学び・体験しました。





## 第1回 やんばるマルシェ

令和5年12月1日(金)に、ゆいゆい国頭において、第1回やんばるマルシェが開催されました。国頭・大宜味・東3村合同障害者支援事業所によるイベントで、東村からはおひさま工房が出店しました。6つの事業所がパンやはちみつ、苗木や小物などを販売し、それぞれの事業所の活動を知る機会にもなりました。来場者は、ステージイベントや買い物を楽しみ大盛況となりました。



## 認定農業者へ認定書を交付

令和5年9月29日(金)に令和5年度2人目となる認定農業者へ認定書の交付が行われました。認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農家が作成した5年後の目標等を記載した「農業経営改善計画書」と、村が定めた農業経営に関する「基本構想」を照らし合わせ、効率的かつ安定的な計画であるものを認定する制度。

今回認定されたのは、宮城区でパインアップル経営を営む外間一功さん。當山村長から認定書の交付と経営発展へ向けて激励の言葉をかけて頂きました。



## パインアップル多量生産者を表彰

令和6年2月29日(木)に名護市のゆがふいんおきなわにおいて令和5年度缶詰原料用パインアップル多量生産農家の表彰式(主催;日本パインアップル缶詰協会)が行われました。東村からは新城一成さん・幸枝さん夫妻(川田区)、福島敬之さん・そよ子さん夫妻(宮城区)が日本パインアップル缶詰協会より表彰を受けました。

この表彰は年間50トン以上の缶詰原料用パインアップルを生産し、かつ安心安全(GAP)農業使用記録を提出した個人農家が対象となります。新城さんご夫婦は17年連続、福島さんご夫婦は9年連続の受賞となりました。おめでとうございます。



## 令和5年度 東村子ども会親子レク大会

令和6年1月20日(土)に「東村子ども会親子レク大会」が東村営体育館で開催され、親子73名が参加しました。体育館では、親子混合4チームに別れ、ドッチビー(トッチボールとフリスビーの混合)その後は、つつじエコパークにてBBQをしたり、親子交流ゲームをして楽しみました。



## おきなわ花と食のフェスティバル2024 受賞

令和5年1月21日(日)「おきなわ花と食のフェスティバル2024」において園芸関係表彰式が行われました。

東村からは、沖縄県園芸拠点産地優良生産農家の部において大城廣明さん(平良区)がかぼちゃで受賞。第36回花き品評会の部において澤岨旭さん(平良区)が鉢物、クッカバラで銅賞を受賞。第20回果樹品評会の部において宮城俊次さん(平良)がタンカン、名護紅で優良賞を受賞されました。

受賞した皆様、誠にありがとうございます。今後、益々のご活躍を祈念申し上げます。





## バードカービング 村立博物館へ寄贈

令和6年2月16日(金)に彫刻家(故)成川治さんの妻である成川裕子氏より、34体のバードカービングの寄贈がありました。成川治さんは東京都福生市を中心に活躍された美術や石彫、そしてバードカービングを手掛ける芸術家であり、有銘区在住の與古田さんと親族関係ということで今回の寄贈に至りました。

バードカービングとは木彫りの一種で野鳥を原寸大に掘り上げ、緻密な色彩を施されたものです。鳥獣保護の観点から博物館で展示される剥製に代わる資料として制作されるものもあり、今回寄贈いただいた資料も原寸大で作成されたものです。沖縄に生息するノグチゲラやリュウキュウアカショウビンを中心に、水鳥など沖縄に関わりのある野鳥資料をいただきました。今後、村立博物館で収蔵し展示等で活用させていただきます。



## 天文学者 渡部潤一講演会「自然も宇宙のひとつ」

東村制施行100周年記念事業として、令和6年2月10日(土)に天文学者の渡部潤一さんを招き講演会「自然も宇宙のひとつ」を東村農民研修施設において開催しました。宇宙の成り立ちや星の数などを分かりやすく解説していただき、月の話では月に関わる文学まで学ぶことができました。この日は村内のイベントが重なり、参加者が約70名ほどでしたが、講演後には小学生から大人まで活発な質問があり、参加者の宇宙や惑星への関心の高さが伺えました。



## 長寿を祝う コロナんかい負きららん! ちゃーがんじゅーどー!

例年9月に開催している東村敬老会については今年度も中止となりました。敬老会においてお祝い対象者へ贈呈している祝状額を、12月上旬に村長が対象者自宅を訪問して贈呈させていただき、長寿をお祝いいたしました。今年度のお祝い対象者は、カジマヤー2名、トーカチ15名です。

皆様のご長寿を心よりお祝い申し上げますとともに、これからもご壮健で心豊かな人生をすごされますようご祈念申し上げます。



## 第23回 東村健康と福祉まつり

コロナ禍を経て4年ぶりの開催となった東村健康と福祉祭りが令和5年12月16日(土)、東村文化スポーツ記念館にて開催しました。

今年は文化スポーツ記念館イベント「スポピク」と同時開催となり、会場にはパネル展示や福祉事業所等による展示販売の他、名桜大学生によるプチ健診、国頭地区行政事務組合消防本部による消防体験(煙体験・消火器体験)、びんがた体験、ヘアカットなど様々な方のご協力のもとイベントが開催することができました。

多くの村民が参加し、子供からお年寄りまで笑顔のあふれる一日となりました。



## 避難行動要支援者支援制度について

東村では、高齢者や障がいのある方など、災害が起きたときに支援を必要とするひとを地域で連携して支えあう仕組みをつくるために、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

対象は、①**高齢者(70歳以上)**、②**障害のある方(身体障害者手帳の等級1～2級の方、療育手帳のA判定の方、精神障害者保健福祉手帳の等級1級の方)**、③**要介護3以上の居宅で生活する方**になります。避難支援関係者への情報提供に同意いただいた方には、個別支援プランを作成し、平常時には見守り活動に、災害時には安否確認および避難支援に活用いたします。自主的に避難することが難しい方は、福祉保健課までお問い合わせください。

また、地域のみなさまにはこのような趣旨をご理解いただき、避難行動要支援者への支援等にご協力をお願いいたします。



お問い合わせ 福祉保健課 ☎0980-43-2202

## 国保税の納め忘れはありませんか？

4月から保険証が新しく切り替わります。  
国保税の納め忘れがあると、保険証の切替ができません！  
保険証の更新日までに**国保税の全額納付**をお願いします！！

けんこうくん



あんしんちゃん

現在、お持ちの保険証の期限は、令和6年3月31日までとなっております。  
保険証の期限が切れる前に切替えをお願いします。

※本年12月2日から、現行の保険証は発行されなくなります。マイナンバーカードを保険証として、ご利用ください。

お問い合わせ 福祉保健課 ☎0980-43-2202

## 令和6年4月1日から相続登記が義務化されます！

民法・不動産登記法等の一部改正に伴い、不動産の相続人に対し、所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記をすることが義務付けられました。施行日となる令和6年4月1日以後に発生した相続のみならず、それ以前に発生した相続も対象となります。

### 相続登記の申請義務化の主な内容

- ①義務の対象者は相続や遺贈により不動産を取得した**相続人**
- ②申請義務の履行期間は、所有権の取得を知った日から**3年以内**
- ③正当な理由なく登記申請を怠った場合、**10万円以下の過料**が発生する

その他

○氏名・住所・地目等の変更登記申請も義務化されます。

○評価額が100万円以下の土地の場合は、相続登記の登録免許税が免除されます(令和7年3月31日までの特例)。

○早期の相続登記が困難な場合は、新たに創設された「相続申告登記」という簡易な手続(無料)により義務を果たす事が可能です。

※詳しくは法務省ホームページをご覧ください。 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00435.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html)



# 東村 100周年 記念事業

## 届出記念 撮影用 パネル

11月生まれ 男の子（有銘区）  
小室 樂來ちゃん



11月生まれ 男の子（平良区）  
池原 光希ちゃん



12月生まれ 女の子（川田区）  
鈴木 麦ちゃん



2月生まれ 男の子（慶佐次区）  
又吉 励ちゃん



2月生まれ 男の子（川田区）  
宮平 喜武ちゃん



3月生まれ 男の子（平良区）  
宮城 瑠一ちゃん



## マイナンバーカードで 印鑑登録証明書が 発行できます!!

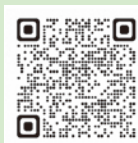


従来の印鑑登録証に加え、マイナンバーカードのご提示で印鑑登録証明書の発行ができるようになりました。印鑑登録証を忘れた際はマイナンバーカードをご提示ください。  
※利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）が有効な方に限ります。

引越す際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用する方は、転出にあたり東村役場への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。  
※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

## 転出届は マイナポータルから!



引越し  
手続き  
について



## マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証を使うメリット

### 1. 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

### 2. より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることができます。また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。

### 3. 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

本年12月2日から  
現行の保険証は  
発行されなくなります!



詳しくは、東村ホームページをご確認ください

市区町村の  
窓口での



# 戸籍の証明書の 請求が便利になります

ここが便利に!  
**1**

## どこでも

本籍地が遠くにある方でも、  
最寄りの市区町村の窓口  
に請求できます！

ここが便利に!  
**2**

## まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国  
各地にあっても、1か所の  
市区町村の窓口  
にまとめて  
請求できます！

結婚・相続などの行政  
手続や各種申請手続  
での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登  
記の申請が義務化されます。  
戸籍の新サービスを相続手続  
にも御利用ください。

4



本人の戸籍証明書等だけじゃなく  
・夫又は妻(配偶者)  
・父母、祖父母など(直系尊属)  
・子、孫など(直系卑属)  
の戸籍証明書等も請求できるよ！

きょうだいの戸籍証明  
書等は請求できない  
から気をつけてね！

なるほど！



3

ボクは  
コセキツネ！



とっても便利に  
なるんだね！

令和6年3月1日から、戸籍証明  
書等を最寄りの市区町村の窓口  
でも取れるようになるんだ！  
さらに、1か所の市区町村の窓口  
にまとめて請求できるよ！



## 広域交付始まるの巻

2

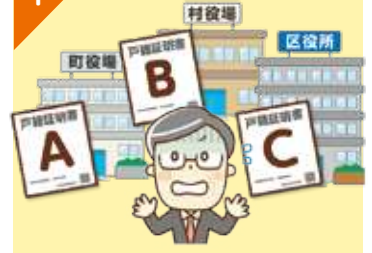


そんなことはないよ！

君はだれ？



1



相続の手続をしたい  
けど、本籍地が全国  
各地にあるから戸籍  
証明書を集めるのが  
大変だなあ…



## 広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません)。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。

5

最寄りの窓口  
で取れたよ！



これで相続登記も  
ばっちりだね！



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

ほかにも便利な  
制度が始まるよ！



制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索

法務省HP



お問い合わせ 住民課 ☎0980-43-2203



# 東村公認ガイドについて

令和6年度より、東村公認ガイド利用推進条例の施行に伴い、登録エコツアー事業者の登録及び公認ガイド（登録ガイド・認定ガイド）認証制度の運用が開始されます。エコツアーガイドで要件を満たす方は、事務手続きのうえ、積極的に公認ガイドの認証を受けましょう。

## 公認ガイドとは

エコツアーガイドの資質向上及び事業の適正を確保するため、安全安心で質の高い持続可能な体験型観光と東村固有の地域自然の特性及び価値について理解を深める学習型観光の機会を提供し、もって再訪や長期滞在を含む持続可能な観光を促進し、保全と利用の調和した地域振興と優れた地域資源の後世への継承に資することを目的としています。

## 登録／認証の種類・資格要件

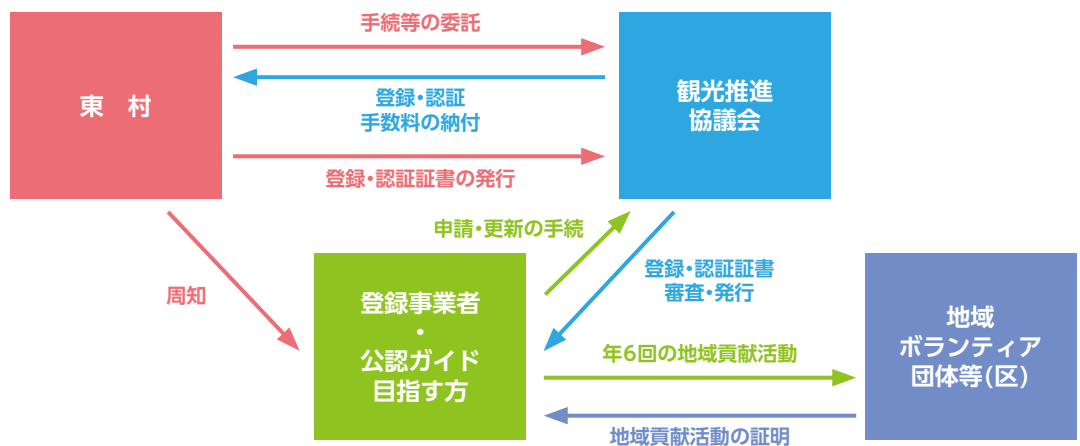
| 登録/認証種類    | 資格要件   |
|------------|--|
| 登録エコツアー事業者 | 1 本村に住所を有する事業者であること<br>2 村税等を滞納していないこと<br>3 <b>エコツアーの開催実績が年間100日以上</b> であること<br>4 損害賠償額1億円以上の損害賠償保険に加入していること<br>5 エコツアー利用者のための傷害保険に加入していること<br>6 条例第6条各号（欠格事由）のいずれにも代表者及び被雇用者が該当しないこと                                  |
| 公認ガイド      | 1 登録エコツアー事業者の代表者、被雇用者又は契約関係にあること<br>2 登録時までに消防が行っている普通救命講習以上の講習の受講経験がある者で、 <b>エコツアー実施経験が直近3年間で30回以上</b> あること<br>3 条例第6条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない者<br>4 <b>地域に貢献するボランティア活動に申請前1年以内に6回以上参加</b><br>5 東村又は関係団体等が主催する基礎学習会・講習会へ参加 |
|            | 1 登録ガイド要件1のとおり<br>2 登録時までに日本赤十字社の救急養成講習又は消防が行っている上級救命講習の受講経験がある者で、 <b>エコツアー実施経験が直近1年間で100回以上</b> あること<br>3 登録ガイド要件3のとおり<br>4 <b>登録ガイド要件4のとおり</b><br>5 東村又は関係団体等が主催する基礎学習会・講習会への参加                                      |

## 登録・認証に係る手数料

| 区分                             |     |        | 金額      |
|--------------------------------|-----|--------|---------|
| 登録エコツアー事業者（登録）                 | 登録  | 申請の手続時 | 10,000円 |
|                                | 更新  | 1年ごと   |         |
|                                | 再交付 | 紛失・き損時 |         |
| 公認ガイド（認証）<br>種類：登録ガイド<br>認定ガイド | 登録  | 申請の手続時 | 5,000円  |
|                                | 更新  | 3年ごと   |         |
|                                | 再交付 | 紛失・き損時 |         |

**更新・再交付時においても手続きが必要です！**

## 登録・認証のスキーム図



## 登録・認証のスケジュール

申請書の提出期限：4月末 申請書の審査期間：5月末  
 登録・認証の有効期間：登録エコツアー事業者 令和6年6月1日～令和7年5月31日  
 公認ガイド（登録・認定） 令和6年6月1日～令和9年5月31日

詳しい詳細については、村HP内の公認ガイド特設ページをご確認ください。

お問い合わせ 企画観光課 ☎0980-43-2265



# 起業立地・創業・経営拡大支援メニューについて

東村では、地域経済の活性化及び地域課題の解決等に寄与する事を目的に支援メニューを開始しました。  
 起業立地・創業・経営拡大支援メニュー

| 支援メニュー             | 東村起業立地促進奨励金   | 東村創業・経営拡大支援補助金  |  | 東村小規模事業者制度利子補給金   |
|--------------------|---|---|--|---|
| 事業要件               | 本村の経済の発展、雇用機会の拡大及び定住の促進に資することを目的とする事業   | 地域経済の活性化及び地域課題の解決に寄与する事を目的とし、新規創業又は経営拡大を図る事業  |  | 経営基盤の強化及び地域課題や社会課題の解決に寄与する事業  |
| 補助対象経費             | 新たな事業を展開するための施設に係る家屋及び当該家屋の敷地である土地、償却資産   | ①新規経営拡大に係る経費<br>②家賃<br>③人件費   |  | 交付対象事業者が現に支払った交付対象資金に係る約定利子の合計<br><br>※交付対象資金<br>①沖縄県振興開発金融生業資金<br>②沖縄県 小規模企業対策資金（一般貸付）<br>③沖縄県 小規模企業対策資金（特別小口貸付） |
| 補助率<br>または<br>補助期間 | 当該施設等に対する基準年度から5年度間における各年度の固定資産税に相当する額（令和5年度新規課税される事業用固定資産税から適用）<br><br>①第1年度から第3年度は100%<br>②第4年度から第5年度は50% | 新規経営拡大に係る経費<br>家賃補助<br>人件費補助  | 新規経営拡大に係る経費による80%以内<br>家賃3ヶ月分の80%以内<br>村内に住所を有する者を雇用した場合、人件費3ヶ月分の80%以内 | 約定利子の支払の1回目から36回目まで   |
| 補助限度額              | 【上限額】200万円/年度   | 【上限額】50万円/年度<br>※本村が行う他の補助制度に基づく補助金の交付を受けている者又は受ける予定の者は対象外となります。<br>※交付は、1度のみとなります。 |  |   |

お問い合わせ 東村役場 企画観光課 ☎0980-43-2265

## 合同相談会（法律・人権・行政）について

東村では、法律・人権・行政に関する無料相談を実施しています。事前予約制となっておりますので、下記までご連絡ください。1人で悩まず、まずはご相談ください。

開催日時：奇数月（1・3・5・7・9・11）の第3木曜日  
 午後1時30分～午後4時までの間  
 ※最終受付 午後3時

場 所：中央公民館 視聴覚室（図書室横）

予約について ☎0980-43-2201

開催日前日までに電話もしくは総務財政課窓口にて予約（相談時間は1人30分までとしております）

### 相談員の紹介



法律相談（村顧問弁護士）  
吉本 隼



行政相談委員  
比嘉重範（平良区）



人権擁護委員  
大嶺優子（宮城区）



人権擁護委員  
前田ひとみ（平良区）

## 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業



東村では、住民の生活環境の改善、福祉の向上を図るために以下の事業を実施しました。

### 【東村立保育所運営事業】（基金）

目的：一時預かりの保育を実施する等、子育て世代が利用しやすい保育所の運営と保育環境の維持を図る。  
 事業費：33,294,000円  
 交付額：18,551,000円  
 処分費：26,600,000円

### 【東村地域福祉支援運営事業】（基金）

目的：地域住民が介護・保健・福祉・医療の支援を受けられる環境を維持し、地域住民の健康維持及び向上を図る。  
 事業費：13,262,600円  
 交付額：7,577,000円  
 処分費：9,000,000円

### 【東村コミュニティバス運営事業】

目的：住民が利用しやすい交通環境の維持を図る。  
 事業費：6,831,408円  
 交付額：6,646,000円

### 【川田浄水場第1期拡張整備調査設計業務委託】

目的：浄水場としての機能拡張を図り、今後増加する水需要への対応及び安全な飲料水を持続的に供給することで適切な公衆衛生の維持に寄与する。  
 事業費：35,200,000円  
 交付額：21,617,000円



# 令和6年度 第1回東育英資金奨学生募集について

東村育英会では、有用な人材を養成することを目的とし、保護者が東村に住所を有するもので、経済的な理由により就学困難な方に学資の貸し付けを行っております。

- (1) 県外大学生（大学院・短期大学及び専門学生含む） 35,000円/月
- (2) 県内大学生（大学院・短期大学及び専門学生含む） 25,000円/月
- (3) 国外留学生（高校生・大学・大学院及び短期大学） 35,000円/月
- (4) 県内外高校生 20,000円/月



受付期間 **令和6年3月18日(月)～令和6年4月26日(金)**

※申請の様式は、東村ホームページもしくは総務財政課窓口にて配布しております。  
 ※継続する方も、申請が必要です。

## お知らせ

現在、償還が滞り運営が厳しい状況にあります。滞納のある方については、はやめに償還いただきますようお願いいたします。災害、傷病、経済困難、失業などの償還困難な事情が生じた場合や償還方法を変更希望などは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ 東村育英会(東村役場総務財政課) ☎0980-43-2201

# 令和6年度から森林環境税(国税)が導入されます



## 令和6年度より新たに導入される森環境税とは

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。個人住民税均等割の枠組みを用いて1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与される仕組みとなっています。

## 令和6年度以降の村県民税均等割及び森林環境税の導入について

個人村県民税の均等割は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から令和5年度までの間、臨時的に年額1,000円引き上げられ、賦課徴収されています。この臨時的措置が終了し、令和6年度より新たに森林環境税が導入されます。

どうして、森林を守るの？

人は、はるか昔から森林を守り続けてきました。  
 森林は安全で豊かな私たちの暮らしを支えているからです。  
 その働きは森林が健全な状態でなければ発揮されません。  
 だからこそ私たちの手で整備し、  
 守っていくと必要なのです。

私たちの暮らしを支える森林の働き

温暖化効果ガスの削減

木々は地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)を吸収します。

自然災害の防止

木が根を張ることで土砂崩れを防ぎます。また、下葉が風量・雨量を減らし、被害の軽減に役立ちます。

水資源の貯蓄・浄水

雨waterは土の中にしみこみ、洪水や渇水の防止に役立ちます。また、樹木は水を浄化します。

森林を守るとは、私たちの暮らしを守ること。  
 令和6年、森林環境税が始まります。

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

令和6年6月から森林環境税への償還に定率のため、年額1,000円が個人住民税と併せて徴収されます。

【具体的な活用先】

森林整備

人材育成

木材の利用・普及啓発

総務省

## 自衛官等募集案内

募集種目：自衛官候補生(18歳以上 33歳未満)  
 受付期間：随時受付中  
 試験期日：受付時にお知らせ

お問い合わせ 自衛隊沖縄地方協力本部 名護地域事務所  
 〒905-0011 名護市宮里452-3  
 ☎0980-43-2201

## 東村コミュニティバスからのお知らせ

令和6年3月より事前予約の締切を**1時間前へ変更**しました。ご利用の際は下記まで予約をお願いします。

※休日便は定時運行のため予約は必要ありません。

予約専用番号 ☎0980-43-2211  
 予約受付時間 8:30～18:00(平日のみ)

海上保安庁からのお願い  
 ～海に行くときの約束！～

①連絡手段の確保

②天気の確認

海で安全に遊ぶための知識

ウォーターセーフティーガイド

検索



# 村職員給与のあらまし



## ① 人件費の状況 (普通会計決算)

(単位:千円)

| 区分    | 住民基本台帳人口<br>(R5.3.31現在) | 歳出額<br>A  | 実質収支    | 人件費<br>B | 人件費率<br>(B/A) | 令和3年度の<br>人件費(参考) |
|-------|-------------------------|-----------|---------|----------|---------------|-------------------|
| 令和4年度 | 1,735                   | 3,383,388 | 163,536 | 743,179  | 22.0          | 22.2              |

## ② 職員給与費の状況

(単位:千円)

| 区分    | 職員数<br>A | 給与費         |            |            |             | 1人当たり<br>給与費(B/A) |
|-------|----------|-------------|------------|------------|-------------|-------------------|
|       |          | 給料          | 職員手当       | 期末・勤勉      | 計(B)        |                   |
| 令和5年度 | 64       | 219,480,600 | 23,552,140 | 89,267,200 | 332,299,940 | 5,192,186         |

## ③ 職員の初任給の状況

令和5年4月1日現在(単位:円)

| 区分    |      | 東村      | 国       | 県       |
|-------|------|---------|---------|---------|
| 一般行政職 | 大学卒業 | 196,200 | 196,200 | 196,200 |
|       | 高校卒業 | 166,600 | 166,600 | 166,600 |

## ④ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

令和5年4月1日現在(単位:円または歳)

| 区分    | 東村      |      | 国       |      | 県       |      |
|-------|---------|------|---------|------|---------|------|
|       | 平均給料月額  | 平均年齢 | 平均給料月額  | 平均年齢 | 平均給料月額  | 平均年齢 |
| 一般行政職 | 327,100 | 43.7 | 322,487 | 42.4 | 312,600 | 41.9 |
| 単労職   | 277,300 | 58.3 | 286,942 | 51.2 | 337,900 | 55.4 |

## ⑤ 特別職の報酬等の状況

令和5年4月1日現在

| 区分 |     | 東村      |      |        |
|----|-----|---------|------|--------|
|    |     | 給与等月額   | 期末手当 |        |
| 給料 | 村長  | 700,000 | 6月期  | 1.50月分 |
|    | 副村長 | 567,000 | 12月期 | 1.65月分 |
|    | 教育長 | 532,000 | 計    | 3.15月分 |
| 報酬 | 議長  | 260,000 | 6月期  | 1.50月分 |
|    | 副議長 | 216,000 | 12月期 | 1.65月分 |
|    | 議員  | 201,000 | 計    | 3.15月分 |

## ⑦ 部門別職員数の推移

各年4月1日

| 区分     |     | 職員数  |      |      |
|--------|-----|------|------|------|
| 部門     |     | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
| 一般行政部門 | 議会  | 2    | 2    | 2    |
|        | 総務  | 14   | 15   | 15   |
|        | 税務  | 2    | 2    | 2    |
|        | 農林  | 6    | 6    | 6    |
|        | 商工  | 3    | 3    | 3    |
|        | 土木  | 3    | 3    | 3    |
|        | 民生  | 15   | 14   | 15   |
|        | 衛生  | 4    | 4    | 4    |
|        | 小計  | 49   | 49   | 50   |
| 特別行政   | 教育  | 13   | 13   | 12   |
|        | 小計  | 13   | 13   | 12   |
| 普通会計 計 |     | 62   | 62   | 62   |
| 公営企業等  | 水道  | 1    | 1    | 1    |
|        | その他 | 1    | 1    | 1    |
|        | 小計  | 2    | 2    | 2    |
| 特別会計 計 |     | 2    | 2    | 2    |
| 総合計(人) |     | 64   | 64   | 64   |

## ⑥ 職員の期末・勤勉手当の状況

令和5年4月1日現在

| 区分 |      | 6月期     | 12月期    | 計      |
|----|------|---------|---------|--------|
| 東村 | 期末手当 | 1.225月分 | 1.225月分 | 2.45月分 |
|    | 勤勉手当 | 0.975月分 | 0.975月分 | 1.95月分 |
|    | 計    | 2.20月分  | 2.20月分  | 4.40月分 |
| 国  | 期末手当 | 1.200月分 | 1.200月分 | 2.40月分 |
|    | 勤勉手当 | 1.000月分 | 1.000月分 | 2.00月分 |
|    | 計    | 2.20月分  | 2.20月分  | 4.40月分 |
| 県  | 期末手当 | 1.225月分 | 1.225月分 | 2.45月分 |
|    | 勤勉手当 | 0.975月分 | 0.975月分 | 1.95月分 |
|    | 計    | 2.20月分  | 2.20月分  | 4.40月分 |